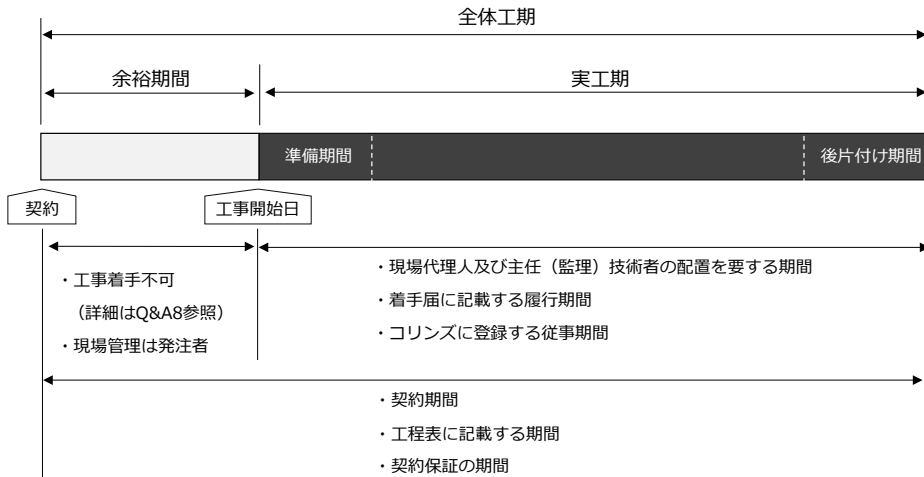


余裕期間制度に関するQ&A

<余裕期間制度の具体的な考え方>



Q1 発注者指定方式において余裕期間の変更は可能か。

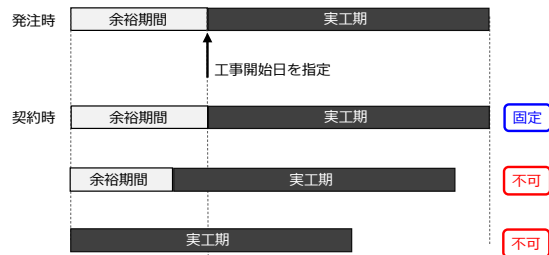
A1 余裕期間の変更はできません。

余裕期間内に受注者の準備が整った場合でも工事着手はできません。

<発注者指定方式のイメージ>



<余裕期間の変更の考え方>



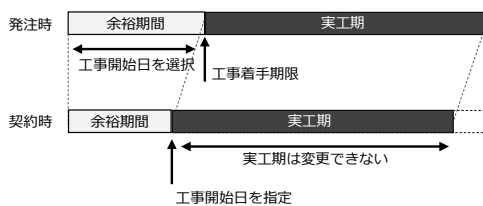
Q2 任意着手方式において余裕期間の変更は可能か。

A2 余裕期間の変更ができます。

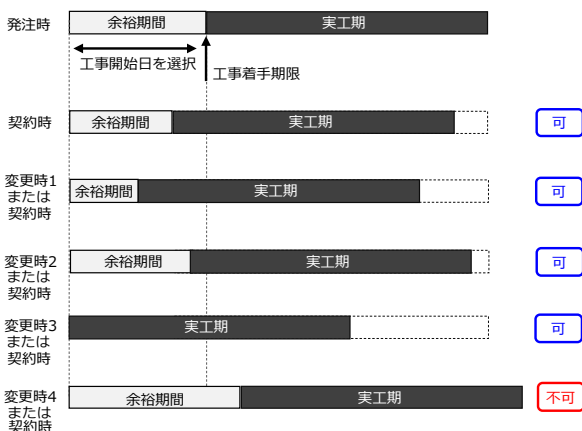
契約締結後であっても、工事開始日前に施工体制及び建設資材の確保が図られるなど受注者の準備が整った場合は、発注者と協議のうえ、工期に係る契約変更をすることにより工事開始日の変更をすることができます。

※余裕期間が変更されても実工期は変更されません。

<任意着手方式のイメージ>



<余裕期間の変更の考え方>



Q3 任意着手方式において、余裕期間中に工事開始日の変更を行う場合は、どのような手続きで行うのか。

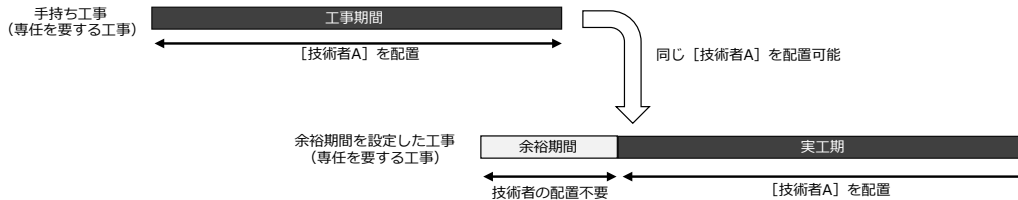
A3 別記様式2の「工事開始日変更申出書」を発注課に提出し、契約変更手続きを行います。

Q4 余裕期間中は手持ち工事期間となるのか。

A4 余裕期間を含む全体工期を手持ち工事として取扱います。

Q5 主任（監理）技術者の専任を要する工事であっても、余裕期間内は他の工事に従事できるか。

A5 余裕期間内は主任（監理）技術者の配置を要しませんので、他の工事に従事することができます。



Q6 Q5のケースにおいて、手持ち工事が工期延長し、余裕期間を設定した工事の工事開始日に主任（監理）技術者の配置ができない場合はどうするか。

A6 総合評価落札方式の技術提案書において、複数の配置予定技術者を提出していれば提出した技術者の中から選択して配置することができます。ただし、技術提案書に記載した予定技術者の配置ができない（技術提案書の一部が履行できない）場合、受注者はまずは監督員に配置が困難となった理由や実施可能な代替案を整理して報告してください。監督員と財政局技術企画課との協議後、総合評価運営委員会により対応を決定し、監督課へ回答します。工事開始日に技術者を配置できない場合は、契約解除となるためご注意ください。

Q7 現場代理人の常駐を要する工事であっても、余裕期間内は他の工事に従事できるか。

A7 余裕期間内は現場代理人の配置を要しませんので、他の工事に従事することができます。

Q8 余裕期間内に可能な準備とは何か。

A8 余裕期間内は現場に搬入しない資材等の準備を行うことができます。

※余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとします。

<例：余裕期間に可能な準備>

- ・資機材の準備
- ・下請負人との契約（ただし工期は実工期内となっていること）
- ・設計図書の照査
- ・現場の下見

<例：余裕期間に認められない準備>

- ・資機材の現場への搬入
- ・工場製作（技術的な管理を必要としない機器単体費等の手配は除く）
- ・現場事務所の設置
- ・仮設物の設置（工事看板、予告看板等含む）
- ・測量、試掘
- ・除草、樹木伐採
- ・発注者との協議（工事開始日の変更協議は除く）
- ・関係機関との協議

Q9 工事の前払金はいつから請求が可能となるのか。

A9 工事開始日以降から請求が可能です。

余裕期間内には前払金の請求はできません。

Q10 契約書への余裕工期の記載はどのようになるのか。

A10 契約書における工期には全体工期が記載されます。

Q11 余裕期間中もASPによる資料提出が必須となるか

A11 余裕期間中に提出する書類（工程表、工事開始日変更通知書等）については、必ずASPを使用しなければならないわけではありません。

Q12 通常の工事と比べて契約手続きや提出書類に違いはあるか。

A12 任意着手方式の場合、あらかじめ定められた工事着手期限までの期間で、任意の日を工事開始日に定め、落札候補者に対して行う入札参加資格事後審査の時に、別記様式1により発注者に通知する必要があります。また、工事関係書類は工事開始日以降に提出することは他の工事と変わりませんが、工程表のみ、余裕期間中に提出が必要となります。

通常の工事と一部、契約手続きや書類提出のタイミングが違いますのでご注意ください。

契約手続き及び工事着手までの流れは以下を参照ください。

<余裕期間活用工事の工事着手までの流れ>

